

会員組合等被災時対応要領

(目的)

第1 毎年のように県内各地の中小企業組合及び会員事業者（以下「会員組合」という）が台風等の自然災害により被災されている状況を受け、奈良県中小企業団体中央会（以下「中央会」という）においても被災等への対応業務のあり方について、より実効性のある業務内容とするため所要の見直し等を行うとともに、有事の際に迅速かつ的確に業務を遂行できるよう対応要領を策定する。

(業務内容)

第2 自然災害等が発生した際、可能な限り速やかに会員組合における被災状況等に係る情報を収集し、全国中小企業団体中央会（以下「全国中央会」という）、近畿経済産業局などの関係省庁及び奈良県等へ必要な情報の提供を行う。

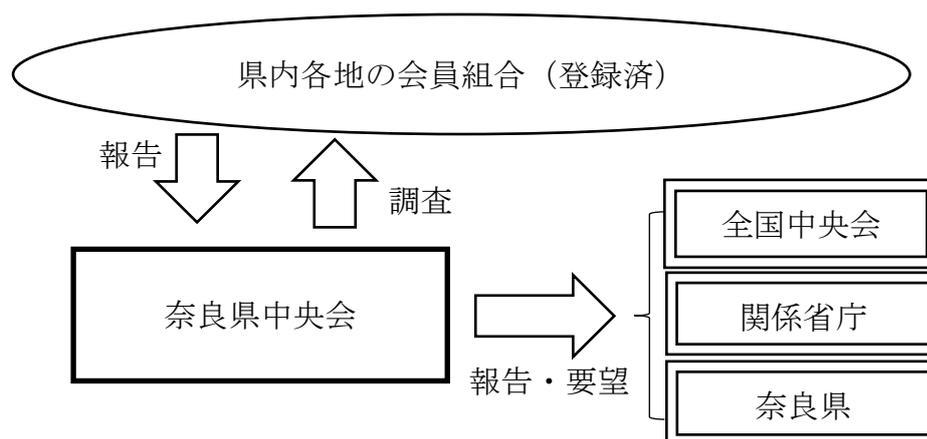
被災状況等を把握した後、その状況等に応じて該当する会員組合と協議のうえ全国中央会、関係省庁及び奈良県等に対して支援等の要望を行う。

(推進体制)

第3 第2に掲げる業務を遂行するため、中央会内部においては、担当部署及び担当職員の特定、業務遂行マニュアルの策定及び被災対策本部の設置などの業務推進体制を整備する。

対外的には、会員組合のご協力のもと、自然災害による被災状況等に係る情報収集体制を整備するとともに、全国中央会、関係省庁及び奈良県にお願いし、中央会からの報告及び要望等を受けていただく担当部署及び担当職員の明確化を図る。

【全体イメージ】



(その他)

第4 有事の際に迅速かつ適正に運用できるよう、少なくとも年1回以上第3の推進体制の確認及び更新を行うとともに、試験運用を兼ねて適宜第3の情報収集体制を利用して被災対策関連情報等の提供を行う。

附則 この要領は、平成31年2月1日から施行する。